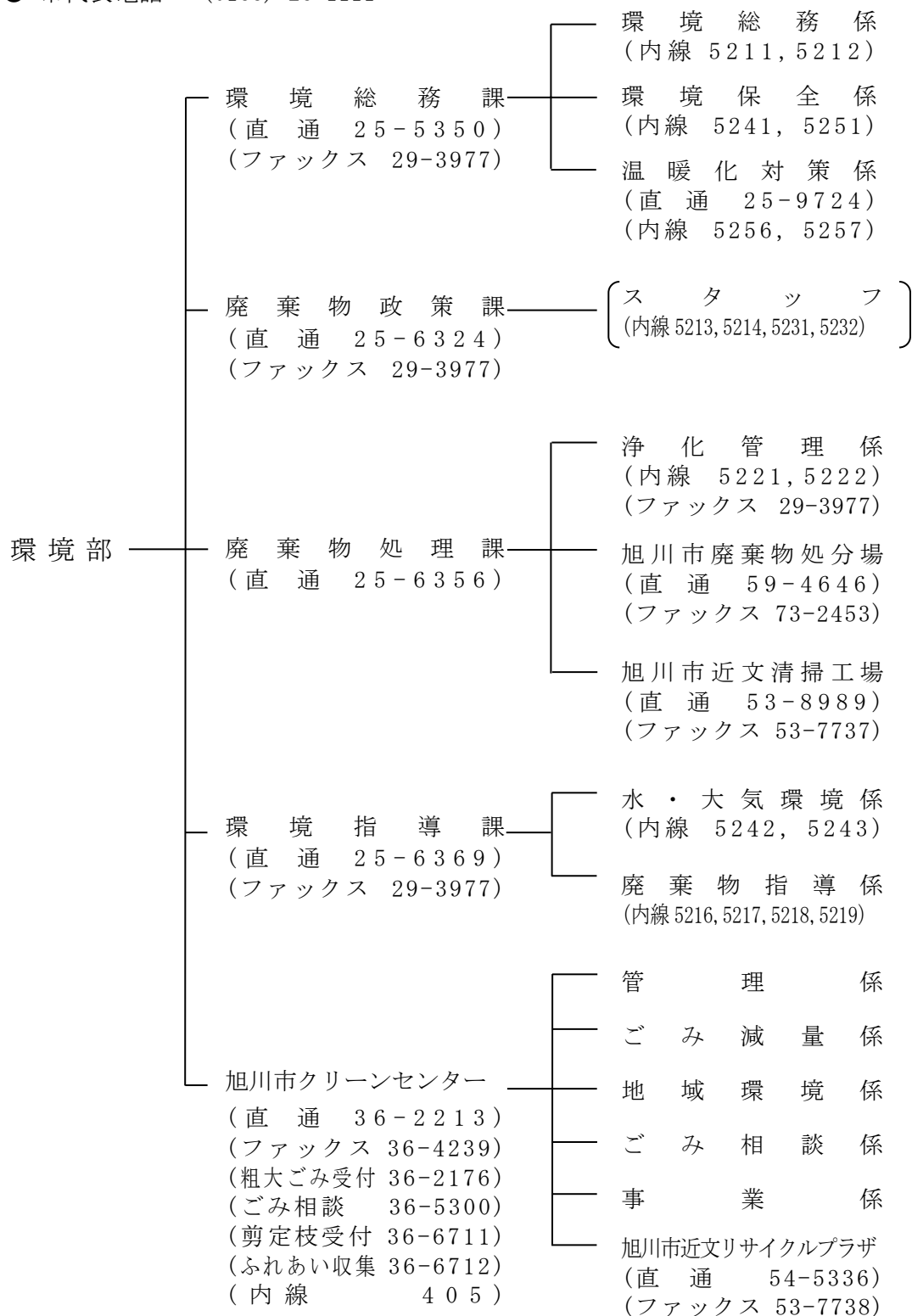


I 機構概況

1 機構図

(平成31年4月1日現在)

● 市代表電話 (0166) 26-1111



2 事務分掌

環境総務課

環境総務係

- (1) 環境行政の総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。

環境保全係

- (1) 生物多様性の保全に関すること。
- (2) 環境学習の推進に関すること。
- (3) 空地の雑草対策に関すること。
- (4) 鳥獣の捕獲許可及び飼育登録に関すること。

温暖化対策係

- (1) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (2) 再生可能エネルギー及び省エネルギーに係る企画及び普及に関すること。

廃棄物政策課

- (1) 廃棄物処理の総合調整に関すること。
- (2) 廃棄物処理の調査，研究及び統計に関すること。
- (3) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理の計画及び調整に関すること。
- (5) 一般廃棄物の資源化に関すること。
- (6) ごみ処理手数料の減免に係る指定ごみ袋等の交付に関すること。
- (7) 廃棄物処理施設の整備及び更新に関すること。
- (8) 清掃工場検討委員会に関すること。

廃棄物処理課

浄化管理係

- (1) 生活排水の処理計画に関すること。
- (2) し尿の収集及び運搬業務の委託に関すること。
- (3) し尿処理手数料等に関すること。
- (4) し尿処理施設に関すること。
- (5) 浄化槽に関すること。
- (6) 一般廃棄物（浄化槽汚泥に限る。）処理業の許可及び指導監督等に関すること。
- (7) ごみ埋立処分手数料の減免に関すること。

旭川市廃棄物処分場

- (1) 処分場（旧中園廃棄物最終処分場を含む。第6号及び第7号において同じ。）の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物の組成の分析及び埋立処分計画に関すること。
- (3) 廃棄物搬入量の調査に関すること。
- (4) 搬入者及び排出者の指導に関すること。
- (5) ごみ埋立処分手数料に関すること（減免に関するものを除く。）。
- (6) 処分場の調査，計画，設計及び施工に関すること。
- (7) 処分場の設計図書の審査，監督及び検定に関すること。

- (8) 最終処分場整備検討委員会に関すること。
- (9) その他処分場に関すること。

旭川市近文清掃工場

- (1) 清掃工場の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物の焼却処理計画に関すること。
- (3) 廃棄物のごみ質等の調査及び統計に関すること。
- (4) 廃棄物の搬入受入れ及び検査指導に関すること。
- (5) 余熱の利用計画及び供給に関すること。
- (6) ごみ焼却処分手数料及び電力販売収入に関すること。
- (7) その他清掃工場に関すること。

環境指導課

水・大気環境係

- (1) 公害防止対策の総合計画に関すること。
- (2) 公害関係法令等に基づく調査，測定及び指導に関すること。
- (3) 公害の苦情処理に関すること。

廃棄物指導係

- (1) 廃棄物（浄化槽汚泥を除く。）処理業の許可及び指導監督等に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督等に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に係る登録，許可及び指導監督等に関すること。
- (4) 産業廃棄物の適正処理に関すること。
- (5) 産業廃棄物の減量化及び資源化に関すること。
- (6) 不法投棄の防止に関すること。

クリーンセンター

管理係

- (1) ごみ処理手数料に関すること。
- (2) その他センターに関すること。

ごみ減量係

- (1) 家庭廃棄物の収集運搬計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 環境美化に係る市民啓発に関すること。
- (4) 一般廃棄物の減量化及び分別に関すること。

地域環境係

- (1) 家庭廃棄物の収集運搬体制に関すること。
- (2) 一般廃棄物の実態調査に関すること。
- (3) 一般廃棄物の排出指導に関すること。

ごみ相談係

- (1) ごみに係る相談に関すること。
- (2) 排出困難者に係る家庭廃棄物の収集，運搬及び処理に関すること。
- (3) 粗大ごみ及び剪定枝の収集の受付に関すること。

事業係

- (1) 家庭廃棄物の収集，運搬及び処理（排出困難者に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 廃棄物収集車両の運行管理に関すること。

- (3) 不法投棄物の処理に関する事。
- (4) 資源物の回収に関する事。
- (5) 収集及び運搬業務の委託並びに受託業者の指導に関する事。
- (6) 再生利用品の展示等に関する事。
- (7) 再生利用に係る普及及び啓発に関する事。

旭川市近文リサイクルプラザ

- (1) 再生利用が可能な一般廃棄物の選別、貯留及び処分に関する事。
- (2) その他プラザに関する事。

3 職員配置表

(平成31年4月1日現在)

課・係名	職名 職種	事務					技術		合 計
		管 理 事 務	清 掃 指 導	そ の 他	収 集 作 業	ご み 収 集 車 運 転 手	管 理 事 務	水 質 管 理	
環 境 部		人	人	人	人	人	人	人	人
		1							1
環 境 総 務 課		1							1
環 境 総 務 係		4							4
環 境 保 全 係		4					1		5
温 暖 化 対 策 係		4							4
廃 棄 物 政 策 課		9					3		12
廃 棄 物 処 理 課		1							1
浄 化 管 理 係		4							4
廃 棄 物 処 分 場		3					3		6
近 文 清 掃 工 場		3					4		7
環 境 指 導 課		1							1
水 ・ 大 気 環 境 係		5					1		6
廃 棄 物 指 導 係		10 (2)							10 (2)
ク リ ー ン セ ン タ ー		1							1
管 理 係		10 (2)		2 (2)					12 (4)
ご み 減 量 係		6							6
地 域 環 境 係		1	18						19
ご み 相 談 係		14 (7)			2 (2)				16 (9)
事 業 係		11 (2)			18 (18)	11 (11)			40 (31)
近 文 リ サ イ ク ル プ ラ ザ		2		14 (14)					16 (14)
合 計		95 (13)	18	16 (16)	20 (20)	11 (11)	12		172 (60)

※ () 内は、臨時・嘱託職員配置による内数。

4 平均年齢構成

(平成31年4月1日現在)

課・係名	ごみ・し尿関係		その他		計	
	平均年齢	対象人数	平均年齢	対象人数	平均年齢	対象人数
環境総務課	46	6	41	9	43	15
環境総務係	43	4			43	4
環境保全係			39	5	39	5
温暖化対策係			45	4	45	4
廃棄物政策課	42	12			42	12
廃棄物処理課	47	18			47	18
浄化管理係	51	4			51	4
廃棄物処分場	40	6			40	6
近文清掃工場	51	7			51	7
環境指導課	45	9	42	6	43	15
水・大気環境係			42	6	42	6
廃棄物指導係	44	8			44	8
クリーンセンター	50	52			50	52
管理係	48	8			48	8
ごみ減量係	46	6			46	6
地域環境係	48	19			48	19
ごみ相談係	56	7			56	7
事業係	52	9			52	9
近文リサイクルプラザ	48	2			48	2
合計	48	97	42	15	47	112

※ 部長は、環境総務課に含める。

※ 臨時、嘱託職員は除く。

5 勤務時間

業種		区分	勤務時間	休憩時間	週休日	年 末	年 始
収集部門		クリーンセンター					
処理部門		近文清掃工場	午前8:45 から 午後5:15 までとする	午後0:15 から 午後1:00 までとする	日曜日及び 土曜日は 週休とする	12月29日 まで出勤	1月5日 から出勤
		近文リサイクルプラザ					
		廃棄物処分場					

6 特殊勤務手当

支給範囲		手当額	
ごみ関係	(1) クリーンセンターに勤務し、じん芥収集業務に従事する職員及び近文リサイクルプラザに勤務し、選別業務に従事する職員	日 額	550 円
	(2) クリーンセンターに勤務し、じん芥収集査察指導業務に従事する職員	日 額	370
	(3) 廃棄物処分場に勤務し、現場業務に従事する職員及び近文リサイクルプラザに勤務し、ストックヤード等の全体清掃に従事する職員	日 額	250
	(4) 犬、猫又はこれらに準ずる動物の死体処理作業に従事する	1 回	200
	(5) 環境指導課に勤務し、廃棄物の処理に係る立入検査又は現場調査業務に従事する職員	日 額	370
し尿関係	(1) 廃棄物処理課浄化管理係に勤務し、環境センターにおいて水質検査のためのし尿の採取作業に従事する職員	日 額	220
共通関係	(1) 交流で600ボルトを超える高圧電気の配電線路の取扱業務に従事する職員	日 額	200
	(2) チェンソーの操作、クレーンの運転操作及び玉掛作業、高速回転機械の操作、溶接溶断作業並びにプレス材料試験作業等に従事する職員並びに3時間以上、背負式刈払機及び肩掛式刈払機の操作に従事する職員	日 額	200
	(3) 床下、マンホール、ピット等勤務環境の劣悪な箇所における衛生設備、暖房設備、電気設備、通信設備等の点検補修業務に従事する職員	日 額	300